各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公 印 省 略)

モニタリング検査の強化について (韓国産その他のうるち米)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、韓国産その他のうるち精米において食品衛生法 違反の事例があったことから、下記により検査等の実施方よろしくお願いします。

記

- 1 対象食品 韓国産その他のうるち米
- 2 検査項目及び検査頻度
- (1) URISAN CO., LTD. が包装又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、 貨物を保留の上、輸入者に対し、ヘキサコナゾールに係る自主検査を実施する よう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬 (ヘキサコナゾールを含む。) に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

なお、自主検査について、登録検査機関において対応できない場合にあって は、対応可能となるまでの間、行政検査にて対応すること。

(参 考)

- 1. 品 名: その他のうるち精米
- 2. 原 産 国:韓国
- 3. 包装者: URISAN CO., LTD.
- 4. 検査結果: ヘキサコナゾール 0.03ppm (基準値: 0.02ppm)
- 5. 検疫所: 大阪検疫所(届出受付番号: 第61101737200号1欄)
- 6. 輸入者:有限会社鎮海物産